

# 愛知県農業機械整備施設認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近年の高性能・複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にかんがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その効率利用と適正な流通を促進するため、農業機械の整備施設の整備内容を公証して、農業機械利用者の便に供するため整備施設の設備内容別認定をするものとする。

(認定の区分)

第2条 認定の分類は、それぞれの業務内容に応じて「小型施設」、「中型施設」、「大型施設」の3区分とし、呼称及び内容については別表1のとおりとする。

(認定の申請)

第3条 農業機械整備事業者（以下、「整備事業者」という。）が整備施設の認定を受けようとするときは、整備施設ごとに農業機械整備施設認定申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を愛知県経済農業協同組合連合会又は愛知県農業機械商業協同組合（以下、「所属団体」という。）を經由して愛知県知事（以下、「知事」という。）に提出するものとする。ただし、所属団体に属さない整備事業者の整備施設にあっては直接知事に提出するものとする。

(認定の基準)

第4条 知事は、様式第1号農業機械整備施設概要書及び分類判定表に示す設置基準により認定を行うものとする。

(認定の決定)

第5条 知事は第3条の規定による申請があったときは、愛知県農業機械整備施設認定会議（以下、「認定会議」という。）を開催し、当該整備施設の設備内容等について審査するとともに、必要に応じて実態調査等を実施し、その結果が設置基準に適合していると認めるときは、これを認定し、当該整備事業者に対し農業機械整備施設認定証（様式第2号）（以下、「認定証」という。）を交付する。また、これを認定しないときは、理由を付してその旨を当該整備事業者に通知するものとする。

なお、認定会議構成員への意見照会により認定会議に代えることができる。

(1) 協議事項

ア 認定申請の審査に関すること

イ その他必要な事項

(2) 認定会議の構成員

認定会議は、別表2の機関の長が指名した者をもって組織する。

ただし、必要に応じて、構成員以外の参加を求めて意見を聞くことができる。

(3) 会議の開催等

ア 認定会議は、農林水産部長が招集する。

イ 認定会議の事務は、農林水産部農業経営課が行う。

ウ 認定会議においては、農業経営課主幹が議長を務める。なお、議長に事故があるときは、議長が指名する者がその職務を代行する。

2 前項の認定に当たり、屋内作業場及び車両置場に関する面積要件については、設置基準に示した分類別の面積の20%減のものまで当該分類に適合するものとする。

(認定の旨の表示)

第6条 前条の認定を受けた整備事業者（以下、「認定事業者」という。）は認定証を屋内の見やすいところに提示するとともに、その旨の標識（様式第3号）を作業場、屋外等に掲示するものとする。

(認定証の有効期間)

第7条 認定証の効力は認定された日から起算して5年後の年度末までとする。

(認定の更新)

第8条 前条の規定により、認定証の有効期間が満了する整備施設が継続して認定を受けようとするときは、第3条を準用する。なお、この場合において有効期間満了の60日前までに申請書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、第5条の手続きにより認定を更新し、認定証を交付するものとする。

(改廃等の届出)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に農業機械整備施設改廃等届出書（様式第4号）を所属団体を經由して知事に提出するものとする。ただし、所属団体に属さない認定事業者の整備施設にあつては直接知事に提出するものとする。

(1) 氏名(名称及び代表者の氏名)を変更したとき。

(2) 合併をしたとき。

(3) 整備施設の設置場所を変更したとき。

(4) 整備施設の改廃又は譲渡があったとき。

(認定証の変更交付)

第10条 知事は前条の届出があったとき、その内容等について必要に応じて実態調

査等を実施し、当該認定事業者に認定証の記載内容を変更した農業機械整備施設認定証（変更）（様式第5号）を交付するものとする。

（調査）

第11条 知事は認定事業者の整備施設の設備内容又は標識の掲示等について、必要に応じて調査を実施するものとする。

（改善の指導）

第12条 知事は前条の規定による調査の結果、整備施設の設備内容又は標識の掲示等が設備基準に適合していないと認めたときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

（認定の取消し）

第13条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条を準用し、認定を取り消すものとする。認定を取り消した場合は、その旨当該認定事業者に通知するとともに、認定証の返納を命ずるものとする。

- (1) 認定申請書類等に故意による虚偽申請等があったとき。
- (2) 前条の指示に従わなかったとき。
- (3) 整備事業を廃止したとき。
- (4) 認定を辞退したとき。

（認定証の返納）

第14条 前条により認定を取り消され、認定証の返納を命じられた整備事業者は、速やかに認定証を返納しなければならない。

（指導）

第15条 知事は当該施設について、第5条に基づく認定を受けない整備事業者又は第13条により認定を取り消された整備事業者が、認定証、標識又はこれに類似するものを掲げないよう関係団体を指導する。

（整備技能の向上）

第16条 認定事業者は農業機械整備に従事する従業員に対して、整備に関わる研修を受講させる等、従業員の技能向上に配慮するものとする。

- 附則 この要綱は昭和 57 年 7 月 30 日から適用する。
- 附則 この要綱は昭和 61 年 9 月 30 日から適用する。
- 附則 この要綱は昭和 63 年 5 月 10 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 元年 7 月 4 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 3 年 5 月 21 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 10 年 5 月 7 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 11 年 3 月 11 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 11 年 6 月 16 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 15 年 1 月 24 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 19 年 9 月 5 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 23 年 12 月 6 日から適用する。
- 附則 この要綱は平成 25 年 11 月 12 日に施行し、平成 25 年 9 月 4 日から適用する。

別表 1

整備施設の分類

分類	呼 称	内 容
小型 施設	小型機械 整備施設	小型機械の整備を行い、かつ中・大型機械の分解を伴わない定期点検整備が可能な施設で、様式第1号の農業機械整備施設概要書Ⅰ及びⅡにおいて小型施設の基準に適合するもの。
中型 施設	中型機械 整備施設	中型機械の整備を行う施設で、様式第1号の農業機械整備施設概要書Ⅰ及びⅡにおいて中型施設の基準に適合するもの。
大型 施設	大型機械 整備施設	大型機械の整備を行い、かつ、中古農業機械の再生整備及び機能確認が可能な施設で、様式第1号の農業機械整備施設概要書Ⅰ及びⅡにおいて大型施設の基準に適合するもの。

(注)

- 1 小型機械とは、歩行型トラクター、歩行型田植機、バインダー、動力脱穀機、動力噴霧機（可搬型）、動力散布機（背負型）等の農業機械をいう。
- 2 中型機械とは、乗用型トラクター（40PS 未満）及びその作業機、乗用型田植機（5条植え以下）、コンバイン（3条刈り以下）、スピードスプレーヤー（薬液吐き出し量50 /分未満）等の農業機械をいう。
- 3 大型機械とは、乗用型トラクター（40PS 以上）及びその作業機、乗用型田植機（6条植え以上）、コンバイン（4条刈り以上）、スピードスプレーヤー（薬液吐き出し量50 /分以上）等の農業機械をいう。

別表 2

愛知県農業機械整備施設認定会議構成機関

- |   |            |
|---|------------|
| 1 | 農林水産部農業経営課 |
| 2 | 農業大学校      |
| 3 | 農業総合試験場    |

様式第 1 号

農業機械整備施設認定申請書（新規・継続）

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 住 所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

印

電 話 (       )       -

愛知県農業機械整備施設認定要綱に基づく整備施設の認定を受けたいので、同要綱第 3 条（第 8 条）の規定に基づき、農業機械整備施設概要書を添付して申請します。

# 農 業 機 械 整 備 施 設 概 要 書

* 番号	
------	--

* 分類判定	
--------	--

* 判定者	
-------	--

申 請 年 月 日	年 月 日 現 在
-----------	-----------

施設運営事業主体		所 在 地	市	町	
代 表 者 職 氏 名			郡	村	番 地

認定を受けようとする分類呼称	大型機械整備施設 ・ 中型機械整備施設 ・ 小型機械整備施設
認定証の日付・認定番号（継続認定の場合のみ記入）	年 月 日 ・ 認定番号 一第 号
認定証の有効期限（継続認定の場合のみ記入）	年 月 日まで

施 設 の 名 称		所 在 地	市	町	
開 設 年 月	年 月	整 備 責 任 者 氏 名	郡	村	番 地
			整 備 責 任 者 任 命 年 月 日	年 月 日	





## 2 建 物 等

事業場の総敷地面積	m <sup>2</sup>	建物延べ面積	m <sup>2</sup>
-----------	----------------	--------	----------------

### 建物の内訳

区 分	面 積	区 分	面 積
(1) 屋内現車作業場	m <sup>2</sup>	(4) 専用車両通路	m <sup>2</sup>
(2) 分解品整備場等	m <sup>2</sup>	(5) 部品庫	m <sup>2</sup>
1) 分解品整備場	m <sup>2</sup>	(6) 工具保管庫	m <sup>2</sup>
2) 板金・鍛冶作業場	m <sup>2</sup>	(7) 事務室	m <sup>2</sup>
3) 塗装場	m <sup>2</sup>	(8) 展示室	m <sup>2</sup>
(3) 車体検査場	m <sup>2</sup>	(9) 製品倉庫	m <sup>2</sup>
小計(1)+(2)+(3)	㊦ m <sup>2</sup>	(10) 自家用車格納庫	m <sup>2</sup>
	* 判定	(11) 職員宿舎	m <sup>2</sup>
		(12) 便所、浴室、娯楽室、その他	m <sup>2</sup>
		小計 (4)~(12)	m <sup>2</sup>

(注) (1)から(12)までの合計が上欄の建物延面積に一致すること。

屋内作業場の面積（小計（1）+（2）+（3））について、小型施設は75m<sup>2</sup>（60m<sup>2</sup>）、中型施設は150m<sup>2</sup>（120m<sup>2</sup>）、大型施設は300m<sup>2</sup>（240m<sup>2</sup>）を設置基準とする。なお、（ ）は基準面積から20%を減じた最低許容面積である。

### 3 車両置場

(1)屋外車両置場面積	m <sup>2</sup>	備 考
(2)屋内車両置場面積	m <sup>2</sup>	
(3)屋外作業場面積	m <sup>2</sup>	
計	m <sup>2</sup>	
* 判 定		

車両置場の面積（計）は、屋内作業場の面積④と同じ又はそれ以上であることとする。

### 4 機械設備等

#### (1) 機械設備

※ 設置基準での◎は必要なもの、○はあることが望ましいものを示す。

次の機械設備を有すること。

品 名	規 格	員 数	摘 要	設 置 基 準			* 判 定
				小型	中型	大型	
1 エンジン関係							
(1) 圧縮ゲージ	ガソリン用					○	
	ディーゼル用		対象とするエンジンのアダプターを用いる必要がある。		◎	◎	
(2) ノズル・テスター	200kgf/cm <sup>2</sup> 以上			○	◎	◎	
(3) バルブ・リフター				○	◎	◎	
(4) 温度計	200℃		自製可能	○	◎	◎	
(5) ピストン・リング・ツール			自製可能	○	◎	◎	
(6) ラジエーター・キャップ・テスター				○	◎	◎	
(7) その他( )							
(8) その他( )							
(9) その他( )							
小 計							/ 7

品名	規格	員数	摘要	設置基準			*判定
				小型	中型	大型	
2 シヤシ関係							
(1) タイヤ・ゲージ			目盛の細かいものが好ましい。	◎	◎	◎	
(2) シヤシ・ルブリケーター			ハンドポンプ可		○	○	
(3) オイル・バケツ・ポンプ					○	○	
(4) ガレージ・ジャッキ	2トン級			○	◎		
	3トン級以上					◎	
(5) トーイン・ゲージ					○	○	
(6) インパクト・レンチ (各種)				○	◎	◎	
(7) その他( )							
(8) その他( )							
(9) その他( )							
小計							/ 6
3 電気関係							
(1) バッテリー比重計				◎	◎	◎	
(2) サーキット・テスター			デジタル式、アナログ式いずれも可。	◎	◎	◎	
(3) 充電器			急速充電と普通充電の切換がある充電器が望ましい。	◎	◎	◎	
(4) その他( )							
(5) その他( )							
(6) その他( )							
小計							/ 3
4 計器関係							
(1) 直定規	1m程度				◎	◎	
(2) 回転計				◎	◎	◎	

品名	規格	員数	摘要	設置基準			*判定
				小型	中型	大型	
(3) トルク・レンチ	600kgf・cm程度				○	○	
	1,300kgf・cm程度				◎	◎	
	2,600kgf・cm程度		アダプター付		◎	◎	
(4) ダイアル・ゲージ付 マグネチック・スタンド					◎	◎	
(5) マイクロ・メーター (一式)	0~125mm				◎	◎	
(6) Vブロック (組)					◎	◎	
(7) き裂点検器			レッドチェック用		◎	◎	
(8) 異音聴診器					○	○	
(9) 硬度点検ヤスリ	4本組				○	○	
(10) 油圧ゲージ					◎	◎	
(11) ノギス				◎	◎	◎	
(12) スコヤ						○	
(13) ストレート・エッジ						○	
(14) その他( )							
(15) その他( )							
(16) その他( )							
小計							/15
5 一般設備関係							
(1) 温水洗浄機				○	◎	◎	
(2) チェーン・ブロック	2トン級		電動式が望ましい。 天井クレーンがある場合は不要		◎	◎	
(3) 天井クレーン						○	

品名	規格	員数	摘要	設置基準			*判定
				小型	中型	大型	
(4) 油圧プレス	15トン級				◎	◎	
(5) エア・コンプレッサー	0.75kW級		エア・トランスホーマー付低圧型	◎			
	2.2 kW級		エア・トランスホーマー付高圧型		◎		
	3.7 kW級		エア・トランスホーマー付高圧型			◎	
(6) 部品洗浄槽			小型施設は小型	◎	◎	◎	
(7) トラクターミッション分解台			分解に適した作業台があれば可。		○	○	
(8) プーラー				○	○	◎	
(9) その他( )							
小計							/ 8
6 加工関係							
(1) 電気ドリル	10 φ 級まで使用できるもの			◎	◎	◎	
(2) 卓上ボール盤	13 φ			○	◎	◎	
(3) 卓上グラインダー				◎	◎	◎	
(4) ポータブル・サンダー又は デスク・グラインダー	150 φ				◎	◎	
(5) ポータブル・グラインダー	100 φ			○	○	○	
(6) スプレー・ガン				○	○	○	
(7) 電気溶接装置					◎	◎	
(8) ガス溶接装置				○	◎	◎	
(9) エンジン付電気溶接機	150A程度		出張整備用		○	○	

品名	規格	員数	摘要	設置基準			*判定
				小型	中型	大型	
(10) 板金工具類			フェンダー・ツール程度のもの	○	○	○	
(11) 定盤	900×900mm					○	
(12) その他( )							
(13) その他( )							
(14) その他( )							
小計							/11

(2) 移動整備車

整備施設の事業内容に適応した移動整備車を保有していること。

車種・銘柄	積載重量	構造	所有台数	購入年月	購入金額
					円

## II 管理内容

### 1 備えている記録簿類（電子機器によるデータ管理でも可。）

営業事務に必要な帳簿類のほか、以下の記録簿類を備えていること。

種 類	常備の有無	帳簿類の記載内容	*適 否
(1) 機械設備台帳	有 無		
(2) 整備作業台帳	有 無		
(3) 部品・材料受払台帳	有 無		
(4) 得意先カード	有 無		
(5) 機械設備配置図 (事業場の見取図も具備しておくこと。)	有 無		
(6) その他 1) 2) 3)			X

### 2 整備技術

以下の項目が満たされていること。

項 目	方 策	*適 否
(1) 機械器具の保守管理	1) 管理責任者	
	2) 管理の方法	
(2) 整備基準	1) 備えている整備基準の名称	
	2) 基準の入手先	
(3) 作業の標準化等	作業の標準化能率化についての方策	
(4) 整備料金算定基礎	算定の基準	
(5) 検査体制	完了検査・外注受入検査の方式	



### 3 施設管理・労務管理

以下の項目に関する対策等が適切に講じられていること。

項	目	方 策 等	* 適 否
(1) 火災予防・危険物取扱	1) 市町村火災予 ※ 防条例に適合 しているか。	適 ・ 否	
	2) 火 災 予 防		
	3) 危 険 物		
(2) 施 設 内 管 理	作業部署の区割 その他施設管理		
(3) 就 業 ・ 給 与 規 約	備 えて いる 規 約 の 名 称		
(4) 従 業 員 の 訓 練	技能・技術の訓練に 対する具体的方策		
(5) 社会保険の加入状況	1) 健 康 保 険		
	2) 労 災 保 険		
	3) 退 職 金 積 立		
	4) そ の 他		

※ 市町村火災予防条例は整備施設の所在地を管轄する市町村別に制定されているので注意すること。

### 4 部品管理

以下の項目について、適切に管理されていること。

項	目	方 策	* 適 否
(1) 部 品 の 確 保	1) 常 備 状 況		
	2) 入 手 経 路		
	3) 入 手 難 対 策		
(2) 部 品 管 理	1) 出 納 の 方 法		
	2) そ の 他 部 品 管 理 につ い て の 留 意 点		

分類判定表

		施設内容	設置基準			* 分類判定	備考
従業員数	1 従業員数		小型	中型	大型	( )型	
	2 資格者数	人	3	4	8		
屋内作業場	1 屋内現車作業場	m <sup>2</sup>	(標準)	小型	中型	大型	( )型
	2 分解品整備場等	m <sup>2</sup>					
	3 車体検査場	m <sup>2</sup>					
	計	① m <sup>2</sup>					
車両置場	1 車両置場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			( )型	
	2 屋外作業場	m <sup>2</sup>					
	計	m <sup>2</sup>					
機械設備等	1 機械設備	◎所有品名数	◎品名数			( )型適合	
	(1) エンジン関係		小型	中型	大型		
	(2) シヤシ関係		0	6	6		
	(3) 電気関係		1	3	3		
	(4) 計器関係		3	3	3		
	(5) 一般施設関係		2	10	10		
	(6) 加工関係		2	5	6		
総合		2	6	6			
2 移動整備車所有台数	台	事業内容に適応して保有すること。			適 不		

※ この分類判定表は分類判定者が記入するものであるため、申請者は記入しないこと。  
 ※ 設置基準での◎は、必要なものを示す。

		設 置 基 準	* 分類判定	備 考
管 理	1 備えている記録帳簿 常 備 点 検	5点を備えていること	適 不適	
	2 整備技術			
	(1) 機械器具の保守管理	保守点検の方策ならびに責任者が定められていること	適 不適	
	(2) 整備基準	技術的基準類が整備されていること	適 不適	
	(3) 作業の標準化等	標準作業方法の設置等、作業の能率化、標準化等について努力を払っていること	適 不適	
基 準	(4) 整備料金算定基礎	料金算定基礎について研究が行われていること	適 不適	
	(5) 検査体制	整備完了検査、外注受入検査等について検査体制が定められていること	適 不適	
	3 施設管理 労 務 管 理			
	(1) 火災予防、危険物 取扱	対策が講じられていること	適 不適	
	(2) 施設内管理	部署の明確化等施設管理に対する考慮が払われていること	適 不適	
管 理	(3) 就業給与規約	就業給与に関する規約が定められていること	有 無	
	(4) 従業員の訓練	従業員の技術、技能の訓練に対する具体的対策があること	適 不適	
	(5) 社会保険の加入状況	健康保険、労災保険、退職金積立等の社会保険に加入していること	有 無	
管 理	4 部品管理			
	(1) 部品の確保	頻度に応じた品種および数量が確保できる体制が整えられていること	適 不適	
管 理	(2) 部品管理	出納が明確でかつ能率的に処理される体制を整えていること	適 不適	
	* 分類の判定	分類の判定は、各項目での分類判定の最小規模を基準とする。	( )型	小型、中型、大型の判定

※ この分類判定表は分類判定者が記入するものであるため、申請者は記入しないこと。

# 農業機械整備施設認定証

当初認定 年 月 日

様

愛知県知事 ○○○○

愛知県農業機械整備施設認定要綱第5条の  
規定により下記のとおり認定する。

記

整備施設名

施設所在地

分類呼称 ○型機械整備施設

認定番号 ○型一第○○○○号

認定証の有効期限 年 月 日

様式第 3 号

愛知県( )第 号

○ 型 機 械 整 備 施 設

この施設は、愛知県農業機械整備施設認定要綱の設置基準に適合するものである。

愛 知 県

360

250

(注) 1. 農業機械整備施設の標識は、図示の例により上段に認定番号、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。

(例示は、総合整備施設にかかるものである。)

2. 寸法の単位はミリメートルである。
3. 標識は金属製、合成樹脂又は木製とする。
4. 標識の塗料は、黄緑色に黒文字とする。

様式第 4 号

農業機械整備施設改廃等届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

届出人 認定番号 一第 号

住 所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

印

電 話 ( ) ー

年 月 日付けで認定を受けた農業機械整備施設の内容等に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業主体の名称、所在地及び 旧  
代表者氏名 新

2 整備施設の名称及び設置場所 旧  
新

3 整備施設の改廃内容 旧  
新

(必要に応じて、様式第 1 号の農業機械整備施設概要書を添付すること)

4 整備施設の譲渡 譲渡を受けた者の氏名、名称及び住所

譲渡した者の氏名、名称及び住所

# 農業機械整備施設認定証

(変更)

当初認定 年 月 日

変更認定 年 月 日

様

愛知県知事 ○○○○

愛知県農業機械整備施設認定要綱第10条の  
規定により下記のとおり変更認定する。

記

整備施設名

施設所在地

分類呼称 ○型機械整備施設

認定番号 ○型-第○○○○号

認定証の有効期限 年 月 日